

第三者評価結果報告書

総括	
対象事業所名	アスク溝の口保育園（3回目受審）
経営主体(法人等)	株式会社 日本保育サービス
対象サービス	保育所
事業所住所	〒213-0033 川崎市高津区下作延2-7-41コロナーデ溝の口1F
設立年月日	平成22年4月
評価実施期間	平成24年 7月 ~24年11月
公表年月	平成25年 7月
評価機関名	ナルク神奈川第三者評価事業部
評価項目	川崎市評価基準
総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）	
【施設の特徴】	
1. 立地と環境	
アスク溝の口保育園は、平成22年4月に設立された比較的新しい保育園です。東急田園都市線溝の口駅より約5分のところに位置し、新築のマンションの1階にあります。近くには公園が少なく子どもたちの散歩も限られています。	
2. 行政との連携	
園の近くに高津区役所や高津保健所などの行政機関があり、園では行政との連携を深めるように努めています。その中で保健所から手洗いや歯磨き指導に毎月来てもらい、子どもたちは一緒に楽しく歯を磨いています。	
3. 多様なプログラム	
設置法人から専任の講師が派遣され「英語教室」「体操教室」「リトミック」を行っています。体操教室では子どもたちの成長に合わせたプログラムが用意されています。リトミックでは音楽やリズム感を養っています。また、これらのプログラムは日常の保育活動にも活かされています。	
【特に優れていると思われる点】	
1. 職員参加で作成したわかりやすい園目標	
設置法人の3項目から成る運営理念に基づき、園では独自の園目標を職員参加で話し合い『そうぞうりよく（想像力・創造力）を持てる子』を作成し、子どもたちの意向を尊重した保育を行っています。貸し出し絵本コーナーが頻繁に利用され、絵本を通して想像を膨らませる機会になっています。創造力を持てる子どもの例として、アレルギーの子どもがいない2歳児クラスでは、輪切りにしたレンコンやジャガイモをスタンプとして使用し、思い思いのランチョンマットを作成し、それを自慢げに楽しそうに食事をしています。	
2. 充実した食育活動	
園では食育活動に力を入れています。具体的には、食育年間計画を作成し、園全体の目標、年齢別に食育目標を掲げています。内容は食事のマナーや食材への関心など多岐にわたっていま	

す。プランターで野菜（トマト、ネギなど）を作り、育てた野菜を食材として使用したりしています。偏食だった子どもがかなり改善されています。また、年間の食育活動を冊子にまとめ保護者に提供するなどの活動も行っています。

3. 園内（プール含む）での身体を使った遊び

園の立地条件から子どもが歩いていける公園は1ヶ所しかありません。子どもが散歩に出かける回数は限られています。これらの弱点を逆手に取り、園では室内遊びを積極的に行っています。保育室では机を並べ、かけっこ、早歩き、ビニールクロスを用いたのボール集めなど子どもの成長や興味を持てるように工夫しています。また、プール遊びでは2つのプールを用意し子どもたちは自由奔放に遊んでいます。

【改善が期待される点】

1. 苦情解決の仕組みの周知

苦情解決の体制の仕組みは確立されていると思われませんが、利用者アンケートからは、「第三者委員の役割等が保護者に十分理解されていない」などの意見も出ています。登降園時、個人面談、懇談会などの保護者との対話を活用し、苦情解決の体制を保護者に周知されることを期待します。

2. 地域に根差した園の実現

保護者アンケートでは地域と園との交流について評価が良くありません。子どもたちが地域の住民と接する機会が多くありません。散歩に出かけ公園で遊んだり、散歩途中で地域の人々と接する機会もあまりありません。また、園の行事に地域の人々が参加することもあります。地域の人々に園を理解してもらい、地域に根差した園になるためにも地域の人々との接点を今まで以上に持つことを望みます。

3. 園長と職員のさらなるコミュニケーションの強化

園長は職員会議や定期的な個人面談を行い、職員の意向や要望を把握するように努めています。しかし職員アンケートからは、必ずしも園長が職員の意向を把握しているか、疑問が残ります。今まで以上に職員との対話をする機会を設け、円滑な園の運営やサービスの質向上を目指すことを期待します。

評価領域ごとの特記事項

1. 人権の尊重

・園として力を入れて取り組んでいる「自ら考え行動する力を培う」ために、子どもの意見を尊重し、出来るだけ取り入れるようにしています。子ども尊重の基本姿勢は各種マニュアルに反映され、設置法人の研修、職員会議で職員に周知されています。

・性差については、園として男女の固定的観念を植えつけないよう、職員同士お互い注意しあい保育にあたっています。

・虐待防止に関する研修は、職員会議でマニュアルを読み合わせすることにより、職員に周知徹底を図っています。早期発見の為の取り組みとして、登園時の視診のほか、連絡無し欠席時は保護者に連絡することを徹底しています。また、子どもの気持ちを傷つけるような職員の言動が無いよう、複数担当間で相互にチェックを行っています。

・業務マニュアルにプライバシー保護に関する規定が盛り込まれており、守

	<p>秘義務については服務規律に記載されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その日の体調・気分により、散歩に行きたがらない子ども、昼寝をしたがらない子ども、プールに入りたがらない子どもに対しては、子どもの気持ちに配慮し、その意思を尊重しています。
<p>2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行事（年間10回程度開催）ごとに保護者より「アンケート調査」を実施し、結果を掲示しています。また、2月と6月の年2回、保護者面談を実施し、登園、降園時に保護者と話す機会を極力設け、コミュニケーションに努め、保護者から意見・要望を聴く機会を設けています。 ・保育士はゆっくりとした穏やかな口調で子どもに話しかけ、子どもと信頼関係を築いています。 ・散歩に行きたくない、眠りたくない等の子どもの要求に対し、出来るだけ配慮しています。自分を表現することが十分出来ない乳児などに対しては、態度・表情から子どもの意思を汲み取ろうとしています。 ・子ども同士のやりとりを大切にしながら、喧嘩などのトラブルの際は、友だちの気持ちを代弁するなどの仲立ちをしています。 ・各クラスに見合った遊具、絵本、教材が揃えられており、子どもの手の届く棚などに置かれています。園長は子どもの発達や興味に見合ったおもちゃを増やすため、その都度、設置法人に申請要求しています。 ・職員は保護者に登園時に子どもの家庭での様子を確認し、視診も行っています。子どもの体調に合わせた保育を行っています。 ・年齢に応じ食事の時間や午睡の時間を設定しています。眠れない子どもや眠くない子どもには午睡を強要せず個別の対応を行っています。 ・朝夕の合同保育は異年齢児保育を行っています。日常の保育の中でも異年齢児保育を行い年長児が、遊びを通じごく自然に年下の子どもの面倒を見るようになっていきます。 ・職員は一人ひとりの食べる量を把握し盛り付けを加減し、完食の喜びを味わえるようにしています。子どもの喫食状況を確認し、子どもの好き嫌いを把握し盛り付けや調理方法を行っています。食育目標を明確にし、その結果、偏食だった子どもがかなり変わった成果があります。
<p>3.サービスマネジメントシステムの確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入園希望者などには、設置法人管理のホームページで園情報が提供され、希望者には「入園のご案内」を配布しています。川崎市の情報誌「ボラナビ」、高津区の情報誌「ほっと子育てたかつ」に園情報を載せています。また、入園希望者には個別に面接を行い、地域を統括するエリアマネージャー、園長、職員が丁寧に各サービス事項を説明し、サービス選択に必要な情報を行なっています。 ・保育課程（養護、教育等）に基づき、指導計画は各クラス担当間で合議の

上、年間（期別）指導計画、月間指導計画、週案を作成し園長が策定責任者になっています。毎月の指導計画は、計画書に評価・反省を記載し、必要に応じ、クラス担当間で話し合い見直しを行っています。ケースにより設置法人本部の発達支援チームの支援を受けています。

- ・記録管理の責任者は園長が担当しています。子どもの記録の保存、廃棄規程、開示規程は業務マニュアルに記載されています。児童票などの個人情報事務室の鍵のかかるキャビネットに保管されています。

- ・提供するサービスの実施方法は、保育業務の基本、サービス内容等の全般を網羅する「保育園業務マニュアル」があります。業務マニュアルには子ども尊重やプライバシー保護に関する事項も記載されています。

- ・子どもの安全確保に関しては、各クラスについてはクラス担当、園全体については園長が責任者となっており、園長は毎月行なっている避難訓練でリーダーシップを発揮しています。

- ・園では健康に関するマニュアルを事務所に置き職員はいつでも見られるようになっています。身体測定は毎月行われています。また、年2回内科健診、年1回歯科健診が行われ記録しています。健康診断の結果は保護者に伝えられ、治療が必要な場合は嘱託医やかかりつけ医と相談できるようになっています。

- ・苦情受付体制として苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員が設置され、玄関の「苦情・相談ボード」に掲示されているほか、「園内苦情体制」として、苦情責任者、苦情窓口担当者名が掲示されています。

4.地域との交流・連携

- ・園だよりを地域の人々に散歩の時などに配布しています。また、園の冊子を高津区役所に置かせてもらい、また設置法人のホームページで園の情報提供を行っています。

- ・定期的に育児相談日を設定し相談に応じる用意はできています。見学者の中から育児相談を受けることもありますが、地域の人々からの育児相談の実績はありません。

- ・ボランティア受入れのマニュアルがあり、受入れに関する方針を明確にしています。マニュアルの中に登録手続き、事前説明、プライバシー保護、守秘義務などの記載があります。

- ・かわさき市民活動センターのボランティア冊子「ボラナビ」を通じ中高校生のボランティアの7名の実績があります。

- ・年2回開催される高津区の幼・保・小の連絡会議に出席しています。子育て支援センターなどとの直接的な関わりが少なく、地域のニーズを把握するまでに至っていません。

- ・高津区の園長会議、中部児童相談所、地域住民（児童委員など）との定期的な話し合いは行われていません。

5.運営上の透明性の確保と継続性

・理念・基本方針は入園のしおり（重要事項説明書）、パンフレットなどに記載されています。運営理念、基本方針は入職時の研修で学習し、園目標は理念との関連性を含め年度初めの職員会議などで話し合って決めたものです。保護者には理念や基本方針が記載されている入園のご案内、重要事項説明書などを配付しています。また、入園説明会でも説明しています。

・中・長期計画の中で年度単位の事業計画が策定されています。安全性の追求、自主性を持つという長期計画に対し、平成22年度から平成24年度まで単年度ごとにより具体的な計画を策定しています。事業計画（保育課程・行事計画など）は、前年度の反省を行い、園長が中心となって原案を作成し、職員会議などで話し合いが行われ作成しています。

・園長の役割と責任は、設置法人作成の「人材育成ビジョン」があり、その中で保育士（経験年数で細分、リーダー等）と管理的職員（主任、施設長等）に対する役割を期待水準として具体的にあげています。園長はそのことを職員に説明し理解を得るようにしています。

・年間指導計画・月間指導計画の評価・見直しを行い、質の現状について分析を行っています。また、職員会議で職員の意見を聞き取り入れ、質の向上に取り組んでいます。

・第三者評価を毎年受審し、その中で自己評価を行い、課題を明確にする仕組みは構築されています。第三者評価の評価結果を職員会議で話し合い課題を共有しています。

・事業運営に影響のある情報収集は設置法人の担当部署で行い、利用者数・利用者像については園から設置法人に報告しています。また、設置法人に各園の担当者がいて、主として担当者が経営状況を分析し、課題を明確にしています。それらの情報は設置法人の担当部署から報告があり、園では課題を職員会議で話し合い、職員も周知しています。

6.職員の資質向上の促進

・職員は入職時に遵守すべき法令、規範、倫理について研修を受けています。また、業務マニュアルの中に倫理に関する記載があり、園では定期的に読みあわせを行い職員への周知を図っています。

・設置法人が作成している「人材育成ビジョン」があり職員に対する期待水準が明文化され、自己評価には5段階で達成状況を確認するようになっています。同時に階層別、自由選択の社内研修が充実しています。

・職員の質の向上に向け、社内研修が充実しています。職員は園長と話し合い社外研修を含め個人別に年間研修計画が作成されています。年間研修計画には成長目標、研修目標、研修テーマを明確にしています。

・職員は研修受講後、研修レポートを提出し、他の職員にも内容を伝えています。また、研修計画は定期的に毎年、園長と話し合い、評価の見直しを行い、目標を明確にし、研修計画を立てています。

・職員の意向は、園長との年3回の個人面談で把握し設置法人の担当部署に

報告しています。また、職員は、困ったことがあれば、直接設置法人の担当部署、コンプライアンス委員会、地域を統括しているエリアマネージャーなどに相談できるようになっています。